

うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合公有財産管理規則

(令和四年三月二十五日
規則 第一一五号)

(趣旨)

第一条 公有財産の取得、管理及び処分については、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第二条 公有財産の取得、管理及び処分に関する必要な事項は、蒲郡市公有財産管理規則(昭和三十九年蒲郡市規則第十二号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市」とあるものは「組合」と、「市長又は教育委員会」とあり、及び「市長」とあるものは「管理者」と、「課及び公所の長」とあるものは「所長」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、必要な事項は技術的な読替えを行